

令和7年度

高等学校等クラブ活動
地域振興活動

助成事業応募要項

公益財団法人 伊藤青少年育成奨学会

助成事業の趣旨

公益財団法人伊藤青少年育成奨学会（以下「当奨学会」）は、高等学校等のクラブ活動や、地域におけるスポーツ、武道、歴史、文化等を通して、青少年の健全育成や地域社会の発展に寄与する活動を対象に、その活動に対し経済的助成をします。

高等学校等クラブ活動 助成事業

◆ 応募資格

岐阜県内の高等学校、高等専門学校、特別支援学校（以下「高等学校等」）におけるクラブおよび、高等学校等に在学する複数の生徒によって構成されるサークル、グループ等の団体。

- ・所属する高等学校等学校長からの推薦がある団体に限る

※申請は学校を通してください。申請代表者は顧問のほか生徒、保護者でも可。

◆ 助成対象

団体の活動の充実と将来の可能性を発揮できる環境づくりのために必要と認められる器具、用具、工具、および機材、備品、消耗品等の購入費用または修繕費用。

[助成対象とならない費用]

- ・体育館、道場、部室、器具倉庫、艇庫、合宿施設、照明灯などの構造物建設費
- ・マイクロバス、トラックなど移動用運搬車両購入費
- ・医薬品、ならびに食品・飲料等購入費（プロテイン、スポーツドリンクを含む）
- ・大会、試合、コンクール、選考会などの出場費やエントリー料
- ・運動場、競技場、プール、ホール、音楽室、会議室などの利用料
- ・合宿、遠征などの旅費、宿泊費
- ・コーチ謝金、指導料など
- ・遊興費その他支援の対象として不適切と認められる費用

地域振興活動 助成事業

◆ 応募資格

岐阜県内の団体で、スポーツ、武道、歴史、文化等を通して、青少年の健全育成や地域社会の発展に寄与する活動を行う団体・グループで、以下の全てに該当するもの。

- ・活動が心身ともに豊かな人間性の確立を目的としていること
- ・活動が組織的、計画的に行われていること
- ・営利目的の事業でないことと認められること

◆ 助成対象

助成金の使途に特別の制限はありません。ただし、下記のもの是对象外となります。

- ・個人的な事業
- ・毎年継続的に行なわれる恒例的な事業の複数回の助成
※毎期ごとの審査を通過すれば、連続受給も可。
- ・目的が明確でないもの
- ・交際費や遊興費などへの使途
- ・その他、当財団がふさわしくないと判断したもの

助成金交付団体の義務

助成金交付団体は、決められた期日までに「助成金使用報告書」の提出が必要です。

過去に助成金の交付を受けたものの「助成金使用報告書」が未提出の団体がある場合、当該団体が所属する学校全ての団体、全ての地域団体の応募資格喪失とします。

共催・協賛を希望される場合は申請してください。検討して返答します。(様式：任意)

助成対象の期間と金額

◆ 対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払いが完了すること

◆ 助成金額 1団体あたり10万円以上、上限100万円とします。

ただし、特別に必要と認めれば、上限は300万円まで引き上げます。

※ 助成金額は事業活動の企画・実施に要する経費で、
当財団が必要と認めた額とします。

1万円単位(千円以下切捨て)での交付とします。

応募方法

この助成事業は応募型です。応募書類一式をそろえ、応募期間内に当奨学会事務局まで郵送してください(レターパック推奨)。電子メールや宅配便での提出、または事務局に直接持ち込まれた書類は受け付けません。なお、書類の到着確認は致しかねます。必要に応じて、レターパックプラスや書留など配達状況が確認できるサービスをご利用ください。

また、応募書類及び添付書類は採否に関わらず一切返戻はいたしません。必要に応じてコピー等により控えをお取りください。

応募書類

【高等学校等クラブ活動助成事業】

- ① 令和7年度 高等学校等クラブ活動助成金 申請書兼誓約書 (様式：高助1)
- ② 令和7年度 団体の活動実績と計画・助成金利用対象内容 (様式：高助2)
- ③ 助成金利用対象にかかる購入業者からの見積書 (カタログ不可)
※ネット購入の場合は、購入金額がわかる画面を印刷のこと
- ④ 助成金の必要性が確認できる資料・写真等 <任意提出>

【地域振興活動助成事業】

- ① 令和7年度 地域振興活動助成金 申請書兼誓約書 (様式：振助1)
- ② 助成金使途と助成金申請事由 (様式：振助2)
- ③ 事業要項 (団体規約) (様式：自由)
- ④ 計画書 (様式：自由)
- ⑤ 収支予算書 (様式：自由)
- ⑥ 助成金利用対象にかかる購入業者からの見積書 (カタログ不可)
※ネット購入の場合は、購入金額がわかる画面を印刷のこと
- ⑦ (法人の場合) 登記簿謄本
※3カ月以内発行、現在事項証明書
(任意団体または個人の場合) 代表者の住民票
※マイナンバーの記載の無いもの
- ⑧ その他パンフレット、チラシ、写真など補足資料 <任意提出>

◆ 応募書類入手方法

応募書類所定様式の一式は、当奨学会ホームページ (<https://www.ito-zaidan.or.jp/>)よりダウンロードし、印刷 (A4版) してお使いください。

◆ 留意事項

- ・提出書類に不足がある場合、書類に不備 (記入もれ、間違い等) がある場合は、選考対象外です。
- ・書類の両面 (裏表) 使用や、ホッチキス留めは行わないでください。

応募期間

令和7年3月21日 (金) ～ 4月20日 (日) 期間内消印有効

応募書類郵送先

〒507-0062 岐阜県多治見市大針町661番地の1
(株)バローホールディングス多治見本部内
公益財団法人 伊藤青少年育成奨学会 事務局宛て

選考及び助成金交付

- ◆ 審査・選考 5月中旬、提出された応募書類をもとに、選考委員会が実施します。必ずしも、よい成績を取めるためでなくてもかまいません。独自の取り組みの結果として好成績を取めている場合は評価しますが、過去の成績だけで選考することはありません。
- ◆ 最終選考 5月下旬、当奨学会理事会にて、採否の最終決定をします。
- ◆ 結果通知 6月上旬、最終選考結果は、高等学校等については推薦した学校長宛、地域振興団体については申請者宛に、書面にて通知します。
- ◆ 贈呈式 7月上旬、バローホールディングス人材開発センター『嫩葉舎』(可児市大森)にて、助成金の『贈呈式』を行います。贈呈式への出席(代理出席可)をもって助成交付の確定とし助成金を交付します。※贈呈式に欠席されると助成対象から外れます。
- ◆ 助成金交付 7月下旬、団体が指定する金融機関口座に振込みます。

～助成金交付が決定した団体は『令和7年度 助成金交付要項』に基づき交付手続きを進めてください。～

※申請書に記載した住所の相違等により通知文書が返送された場合には採用取消とします。
※選考内容、採否事由等については公開しません。また、採否事由に関するお問い合わせにはお答えできません。

個人情報の保護について

当奨学会は、本募集要項により申請者から取得した個人情報については、個人情報保護に関する基本方針に基づき、助成事業を実施する目的に限定して使用し、漏洩等を防止するため、適切な安全措置を講じ、厳正に管理します。なお、「個人情報の保護」については、当奨学会ホームページ内のプライバシーポリシーのページに掲載していますので参照ください。

また、申請書をはじめとした応募書類並びにその添付書類は、一切返戻しません。選考により不採用となった申請者の提出書類一式については、最終選考終了後、3カ月以内に機密書類として確実に廃棄処分します。